

滋賀県パートナーシップ宣誓制度にかかる守山市の対応について

本件についてはその趣旨を鑑み、本市においても早期対応を図るよう、取組状況について人権尊重のまちづくり推進協議会に報告いたします。

1 「滋賀県パートナーシップ宣誓」概要

(1)制度

令和6年9月1日に導入された標記制度は、婚姻制度と異なり、一方または双方がLGBT等の当事者で、人生において互いが協力して継続的に生活を共にすることを約束した関係をそろって宣誓し、県が「パートナーシップ宣誓書受領証」（以下「受領証」とする。）を交付することにより、二者がパートナーであることを認めるもの。

(2)宣誓の要件

ア 成年に達していること。

イ 配偶者がなく、宣誓に係る相手方（パートナー）以外の者とパートナーシップにないこと。

ウ パートナーと近親者（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族。養子縁組によって近親者となった者を除く。）でないこと。

エ 本人またはパートナーが、県内に住所を有する者または3か月以内に県内に転入することを予定している者であること。

(3)受領証の交付

知事が要件を満たしていると認めるときは、「受領証」（裏面に表示）を交付する。

(4)未成年の子どもの取扱い

一方または双方と生計を一にする未成年の子ども（養子含む）の氏名について、希望により、住民票の写しや戸籍抄本など、子との関係を確認することができる書類を知事に提出することにより、子の氏名を「受領証」に記入できる。

2 本市の対応

本市が提供する各種行政サービスの根拠規定として「婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」と定めているものについては、県が交付する「受領証」により要件を満たすものとして運用するものとする。（「受領証」に記載されている未成年の子も含む）。

3 まずは運用可能とする本市の主な行政サービス

- ・市営住宅の入居者資格（担当：建築課）
- ・犯罪被害者遺族支援金の支給（担当：危機管理課）
- ・罹災弔慰金の支給（担当：危機管理課）

このほか、同様の対応が可能なものについては、本件に併せての対応を求める。

- 4 取り扱い開始時期（市民への情報提供時期） 令和6年12月1日を予定
市広報、HP、各種窓口での情報発信を実施予定

5 その他

(1)住民票における取扱い

本市市民課では申し出により、続柄を「同居人」と記載する。

（参考）「自己又は自己と同一の世帯に属する者（住民基本台帳法12条）」の取扱いは、
婚姻関係や血縁関係等続柄で規定するものではなく、「自己と同一の世帯（生計を同一にする）」に属するものであれば、世帯住民票に記載されることとなる。

このことをもって、「住民票の写し」や「税証明」の申請も可能となるもの。

(2)「配偶者」のみ記載の例規への対応検討

「配偶者」のみを表示し、「婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」と規定していない各種例規への対応方策の検討

（例）守山市行政手続条例（第19条）、守山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（第8条）等

6 滋賀県パートナーシップ宣誓書受領証（イメージ）

※表面のデザインは選べます。

第 号	
滋賀県パートナーシップ宣誓書受領証	
滋賀県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づく パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。	
【本人】	【パートナー】
(年 月 日生)	(年 月 日生)
年 月 日	年 月 日
滋賀県知事 三日月 大造	

(表1)

第 号	
滋賀県パートナーシップ宣誓書受領証	
滋賀県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づく パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。	
【本人】	【パートナー】
(年 月 日生)	(年 月 日生)
年 月 日	年 月 日
滋賀県知事 三日月 大造	
 滋賀県人権啓発キャラクター 「シンデレンダー」	

(表2)

滋賀県では、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を増進するとともに、パートナーシップに係る当事者の不安や生活上の不便の軽減につなげることに、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現することを目指し、パートナーシップ宣誓制度を導入しています。

この受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

【特記事項】子の氏名等（記載の希望がある場合）

子の氏名 (年 月 日生)	子の氏名 (年 月 日生)
子の氏名 (年 月 日生)	子の氏名 (年 月 日生)

【特記事項】戸籍上の氏名（通称使用時）

【緊急連絡先等（自由記載）】

発行：滋賀県（総合企画部人権施策推進課 電話：077-528-3533）

(裏1)子の氏名を記載する場合

滋賀県では、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を増進するとともに、パートナーシップに係る当事者の不安や生活上の不便の軽減につなげることに、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現することを目指し、パートナーシップ宣誓制度を導入しています。

この受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

【特記事項】戸籍上の氏名（通称使用時）

【緊急連絡先等（自由記載）】

発行：滋賀県（総合企画部人権施策推進課 電話：077-528-3533）

(裏2)子の氏名を記載しない場合